

## 上尾市いじめ問題再調査委員会運営規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾市条例第24号。以下「条例」という。）第24条において読み替えて準用する条例第10条の規定に基づき、上尾市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査)

**第2条** 委員会は、条例第20条の規定により調査を行う場合において、事実関係を明確にするため必要があるときは、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、当該事案に係る上尾市立の小学校又は中学校、児童若しくは生徒又はその保護者その他の関係者（次項において「関係者等」という。）から事情を聴取するものとする。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、関係者等に対し、調査に必要な書類、電磁的記録その他の物件の提出を求めることができる。

3 委員会は、前2項の場合において、その対象が未成年者であるときは、その心情に配慮し、適切な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会の委員及び教育委員会事務局並びに上尾市立の小学校及び中学校の職員その他の上尾市職員は、委員会が行う調査に協力するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会は、条例第4条に規定する基本方針に基づき調査を行うものとする。

(調査結果の報告)

**第3条** 委員会は、委員会における調査の結果を市長に報告する。

(会議の公開)

**第4条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が委員会に諮って、会議を公開し、又は必要と認められる者に会議を傍聴させることができる。

(その他)

**第5条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。